

令和4年
10月から

水道料金を改定します

美郷町簡易水道事業では、安心・安全な水を安定供給し続けるために、水道料金を改定します。今回の改定は、令和2年3月議会において決定したもので、令和3年10月1日の改定に続き、2段階目の改定となります。町民の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。※下水道料金は、料金改定の対象ではありません。

〈イメージ図〉



第1段階 (12%改定)

令和3年10月1日

第2段階 (12%改定)

令和4年10月1日

条例改正 令和2年3月議会

水道料金は次のようになります

従来の使用料金 (令和4年9月30日まで)

(消費税込み)

種別	基本料金	超過料金 (1㎡につき)			
一般用	8㎡まで 1,600円	8㎡超 20㎡まで 200円	20㎡超 30㎡まで 208円	30㎡超	216円
営業用	10㎡まで 2,340円	10㎡超 30㎡まで 237円	30㎡超 50㎡まで 245円	50㎡超	253円
官公署・団体用	8㎡まで 1,720円	8㎡超 30㎡まで 227円	30㎡超 100㎡まで 233円	100㎡超	237円
特別用	10㎡まで 2,955円	10㎡超 292円			



令和4年10月1日からの使用料金

(消費税込み)

種別	基本料金	超過料金 (1㎡につき)			
一般用	8㎡まで 1,770円	8㎡超 20㎡まで 220円	20㎡超 30㎡まで 230円	30㎡超	240円
営業用	10㎡まで 2,590円	10㎡超 30㎡まで 260円	30㎡超 50㎡まで 270円	50㎡超	280円
官公署・団体用	8㎡まで 1,900円	8㎡超 30㎡まで 250円	30㎡超 100㎡まで 258円	100㎡超	260円
特別用	10㎡まで 3,270円	10㎡超 320円			

例

一般用で25㎡使用した場合 (令和4年10月1日から)

基本料金	超過料金	
8㎡まで 1,770円 (8㎡分基本)	8㎡超20㎡まで 2,640円 (12㎡×220円)	20㎡超30㎡まで 1,150円 (5㎡×230円)
8㎡	20㎡	30㎡

+

口径13mm



メーター使用料
110円

=

請求金額は

5,670円 (消費税込み)
となります。

メーター使用料 (改定は今回ありません)

(消費税込み)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
料金	110円	163円	220円	330円	440円	1,650円	2,750円



料金の納付は町内の金融機関で便利で確実な口座振替を!!

水道・下水道に関するお問い合わせ

役場 建設課 上・下水道係

☎ 0855-75-1215